

② 「こども誰でも通園制度」について

資料 2 - ②

「こども誰でも通園制度」とは

【制度概要】

「親が就労している」などの要件を満たさなくても、誰でも定期的に保育園や幼稚園の預かり保育、認定こども園等の施設を利用できる制度

【対象者】

0歳6カ月～満3歳未満のこども

【利用できる時間数】

月10時間を上限

「こども誰でも通園制度」の基本的な考え方及びこども・保護者等にとっての意義

基本的な考え方

- こども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」）に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。
- 子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は自らSOSを発することが難しいことも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも、併せて求められている。こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。
- こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う（児童福祉法（昭和22年法律164号）の規定より）、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備する」ことを目的としているものである。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点である。

こどもの成長の観点からの意義

- 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること
- こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらう、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人から自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスではなく、保護者とともこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

「こども誰でも通園制度」の基本的な考え方及びこども・保護者等にとっての意義(続き)

保護者にとっての意義

- こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする世帯の保護者は、**孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多く**、こうした保護者にとって、こどもに対する関わりや遊びなどについて**専門的な理解を持つ人との関わりにより**、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、**月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。**
- 保育者からこどもの出来ていることを伝えてもらうことで、**自信が回復することや、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の状態を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられる。**

保育者にとっての意義

- これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、**専門性をより地域に広く発揮できること**
- 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、**育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができること**

一方で以下の点において留意

- こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、**現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること**
- こどもを理解するには一定の時間がかかるため、**こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること**
- 保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、**保育所等に通っているこども達の保育に支障があってはならないという意識が重要**であること

～以上、こども家庭庁「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行事業に関するオンライン説明資料」より抜粋～

本格実施に向けたスケジュール

令和5年度～	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none">○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業・150自治体程度を想定・補助基準上一人当たり「10時間」を上限	<ul style="list-style-type: none">○ 法律上制度化し、実施自治体を拡充・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	<ul style="list-style-type: none">○ 法律に基づく新たな給付制度・全自治体で実施・国が定める月一定時間までの利用枠

市に求められること

こどもまんなか
こども家庭庁

ポイント②：本格実施に向けた準備

給付の創設に当たっては、
全ての自治体において本事業を実施することとなる

市町村における事業実施に向けた準備・検討

▶各市町村において、

- ① 必要量の推計、
- ② 「子ども・子育て支援事業計画」への盛り込み、
- ③ 実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整、
- ④ 全体としての提供量の確保と施設整備、

を、給付化の施行までの数年の間に検討してもらう必要がある。

▶現在、管内における受け皿の必要量(必要な定員数)の把握について準備を進めていた
だきたい旨、第一報を10月中旬にお送りしているが、改めて正式に依頼をする予定。

▶給付化に当たって全国の自治体で進めていただく内容については、別途、定期的に説
明会を開催する予定である。

こどもまんなか
こども家庭庁

ポイント②：本格実施に向けた準備

必要整備量の見込みの把握

▶各市町村において、0歳6か月～2歳の保育所等に通っていないこどもの数から、受け入れに必要な定員数を算出し、
必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。

「令和5年10月20日(金) 都道府県経由でメール配信」

- ① 0歳6か月～2歳児の児童数(推計)より、保育所・認定こども園・地域型
保育事業の在園児童数(0歳6か月～2歳)(推計)を除く等により、0歳
6か月～2歳の未就園児数を算出してください。
- ② ①の人数×10時間により、ひと月当たりの受け入れ時間数(人時間)を算出
してください。
- ③ 定員一人当たりの受け入れ可能時間数を算出して下さい。一日8時間×22日
=176時間程度を想定しています。
- ④ $\frac{\text{〇人時間(②で算出したもの)}}{176\text{時間(③で算出したもの)}}$ により必要
な受け皿(必要定員数)を算出してください。

延岡市における必要量の推計

①令和6年4月1日現在における0歳6か月～2歳の未就園児数	651人
②①×10時間による、ひと月当たりの受け入れ時間数	6,510人時間
③定員一人当たりの受け入れ可能時間数	176時間
④必要定員数 $\text{〇〇人時間(②で算出)} \div 176\text{時間(③で算出)}$	37人

「子ども・子育て支援事業計画」への盛り込み

令和6年度中に作成する「延岡市こども計画」に盛り込むこととする

延岡市における実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整

【想定される実施事業所】

- ①現在0歳6か月～2歳を受け入れしている保育所及び認定こども園、及び幼稚園
- ②子育て支援拠点施設
- ③児童館

【実施に向けた事業所との調整】

令和6年度以降、各事業所と個別に調整予定

全体としての供給量の確保と施設整備

各事業所との調整を踏まえ、必要に応じて施設整備を含めた供給体制の確保方策を検討